

代 表 者 会 議 記 録

平成23年5月18日（水）

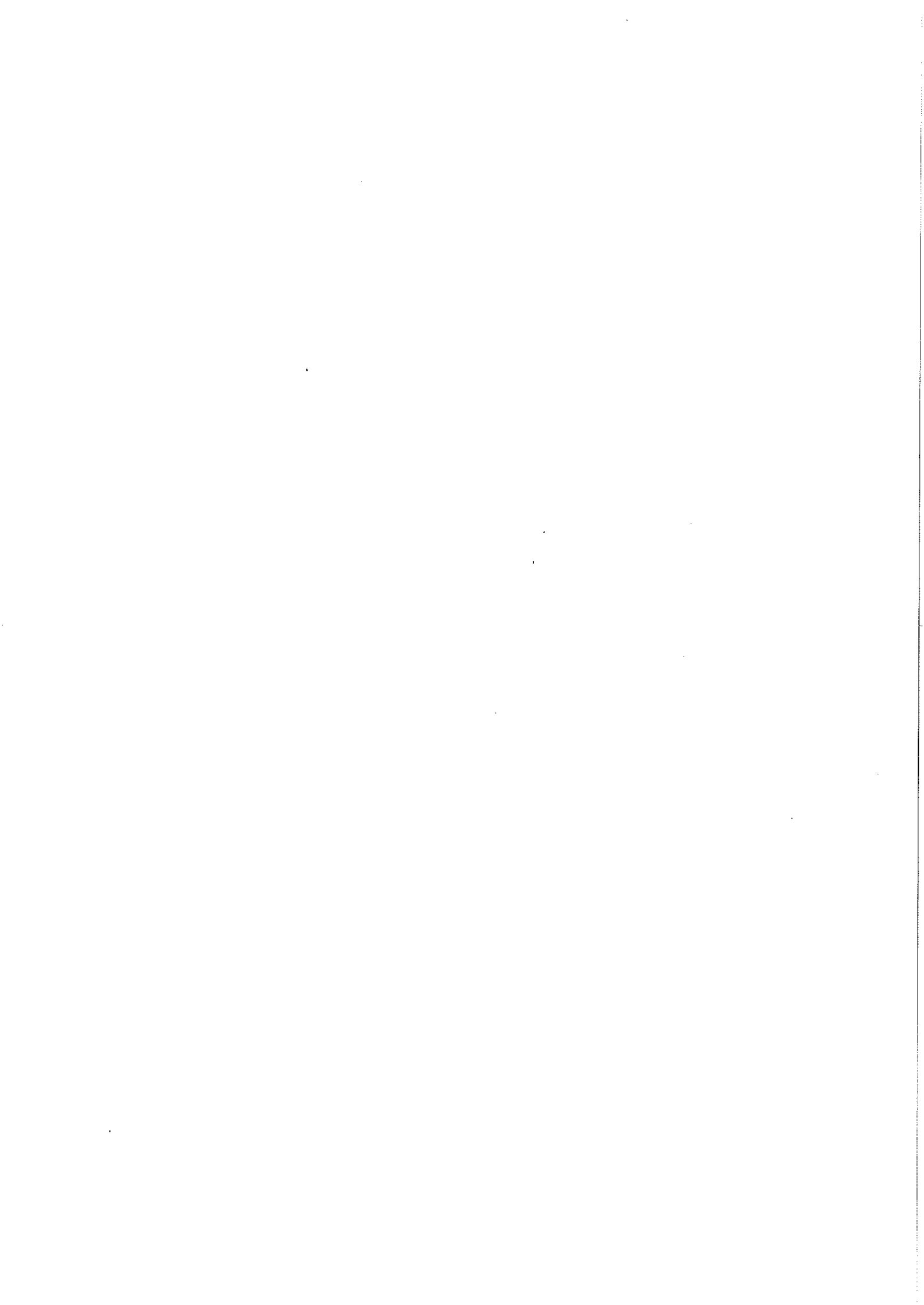
杉 並 区 議 会

目 次

臨時会の招集申し入れについて	3
議席について	3
委員会の構成について	7
議員控室について	10
今後の検討課題について	
(1) 杉並区議会会議規則改正の議案について	12
(2) 議員報酬に係る議員提出議案について	16
その他	
(1) 議員派遣について	19
(2) 東日本大震災に対する区の説明等について	20

代表者会議記録

日 時	平成23年5月18日(水) 午後3時1分～午後4時28分	
場 所	第2委員会室	
出席幹事長 (6名)	幹事長 富本 卓 幹事長 小川 宗次郎 幹事長 小松 久子	幹事長 島田 敏光 幹事長 原田 あきら 幹事長 関 昌央
欠席幹事長	(なし)	
幹事長以外 の出席議員		
事務局職員	事務局 長 伊藤 重夫 庶務係 長 高橋 正美 議会広報 担当係 長 井口 隆央 議会広報 担当係 長 杉原 正朗 担当書記 上野 和貴	事務局次長 和久井 義久 事務取扱区議会事務局参事 議事係 長 依田 三男 調査担当係 長 小塩 尚広 庶務係主査 横山 淳二



(午後 3時01分 開会)

座長 代表者会議を始める。

《臨時会の招集申し入れについて》

座長 まず1点目、臨時会の招集申し入れについて。

議会事務局次長 臨時会の招集申し入れについては、お配りした資料1-1と1-2のとおり。

5月16日付で招集の請求書を区長あてに提出した。本日、資料1-2のとおり、平成23年第1回区議会臨時会について、5月30日招集予定で区長から通知が出された。招集通知は5月23日の予定。

座長 このことについて、よろしいか。本日、区長から臨時会の招集の通知があったという事。

島田幹事長 これは時間は入らないのか。

座長 入っていない。通常だと1時となる。会議規則どおり。

《議席について》

座長 それでは2番目、議席について、第1回目の代表者会議のときに、事務局の案として6案お示しした。その後、けしば議員から2案提出され、都合8案という形になるが、議席について、それぞれ会派のご意見をお伺いしたい。

富本幹事長 うち、なるべくかたまりを重視してもらいたい。例えば案5だと、すごく横に伸び、斜めになるので、なるべく案2とか案4とかのかたまりだとありがたい。2と4が第一希望で、皆さんとの交渉で決めていく。

島田幹事長 案1とけしば議員の案は、のめない。あとは、案2、3、4、5ならどれもよい。

小川幹事長 普通、慣例にのっとれば案1が基本ベースになるので、案1を基本ベースにしてやるべきだ。

原田幹事長 共産党杉並区議団は、案1、2、3であればどれもよい。けしば議員のほうから提出された2案については、のめない。

小松幹事長 この案は、5案プラスけしば議員の1案の計6だと思っていた。

座長 そのとおりであった。失礼した。

小松幹事長 うち、案4または案5にしてほしいという意見である。

関幹事長 うちのほうは基本的に案3または案5。けしば議員の案については、以前、期

数に応じた配慮のあった部分もあるので、少しその辺を配慮することはできないか。同期でもあるので、そういう思いがある。

座長 確認をさせていただくが、富本幹事長のところは案2か4。島田幹事長のところは案の2、3、4、5ならばいいと。小川幹事長のところは案1が基本となるだろうと。原田幹事長が案1、2、3。小松幹事長が案4、5。関幹事長が案3、5ということで、共通項が見つからないという感じであるが。

では、これについては、きょう出された各会派のご意見を踏まえた上で、もう一度会派の中で調整をいただき、次回に。

富本幹事長 例えば1案がある程度大多数で、どこか集約するという形であればよいが、今聞いている範囲ではばらばらなので、これは集約しようがないと思う。といってもここでは決まらない。

原田幹事長 共通項の中では案2、3、4が多い。

座長 でも、案2がないところもある。

小川幹事長 毎回、この議席については、基本は慣例を踏襲していることをあらかじめ皆は共通認識としてお持ちいただきたい。もしも慣例ではなくて、例えば案2とかであれば、私はけしば議員案でもいいと思うが。

富本幹事長 うち案1でも構わない。うちの会派としてはかたまりを重視している。案5などはどうか、と意見で言っただけ。うちはそれを重視しただけで、それ以上別に話は出なかった。ほかの会派との調整もあるので。

小松幹事長 今小川幹事長がおっしゃった慣例を、簡条書きというか、ポイントで幾つか示していただきたい。

議会事務局次長 前回説明した中では、今までは4つの視点で議席を決めてきた経緯があるということで、1つは、会派のまとまり、ブロックを重視していこうということ。基本的には当選回数のない議員から前列に。あと、少数会派は、一応現行だと前列のほうに。与党会派、野党会派等の会派、左側から共産党、右側が自民党というような形での配置をしてきているということが今までの前例。

小松幹事長 そうすると、前列の両わきをいずれもあけている形にしているのは、これはどういう根拠。

座長 この議場ができたときは、まだ定数52のときであった。その後、4人定数削減をして48となったので、そのときから、全体の配置のバランスを考えて前列の右左の2議席ずつを空席にしている。議席はこういう形で48議席を割り振っている。

先ほど次長から説明をしたこれまでの慣例、考え方に倣ってつくと、案1という形

になる。先ほど小川幹事長からお話があったとおり。

小松幹事長 前列の両わきをあげなければならないものなのか。それがわからない。例えば案1でいうと、2人会派の②は間に空間ができることになってしまうので、どちらかに寄せるとか、あるいはかたまりということを重視するなら、前列をあげなければならないということであれば、ほかの工夫もありではと思うが、それはしないのか。

座長 議席の配置については、今まではこういう形でやっている。ただ、それを今回の新生議会から空席を例えば違うところに設けて48議席を配置するだとか、そういう話がこの場で決まるのであれば、その配置に従って私どもは事務作業を進めていくが、全体のバランスを考えると、今の配置のほうが望ましいという気はする。見た感じの配置のバランスである。その中でおさめていく。前期のときも会派の異動があったときに、今小松幹事長から話があったが、二人会派のところを通路を挟んでそれぞれにわたってもらったということもある。

小松幹事長 いや、その経験から言っている。

座長 仮にこの案1でいくと、公明党が通路を挟んで大体真っ二つに分かれる、そういう形になってしまうというのがある。その辺を配慮して、1つのかたまりという形にしたのが案2、案3といった形になってくる。

原田幹事長 案2や案3に反対というのはなぜか。

小川幹事長 反対ということではなく、基本はこの議席は慣例にのっとっているもので、本来であれば1案をベースにするのが基本。そこがまず大前提としてあることを私は申し上げている。基本は案1をベースにするしかない。案2でも案3でも特別問題はないが、要するに案2以降にすると、今後、慣例とかがほかのものについてもおかしいことになり得る可能性もある。もしも話し合いの中でそういうことは今後ないというのであれば、別に案2でも構わない。

座長 今後そういうことがないというのは、どういうことか。

小川幹事長 例えば、あくまでも最初にあるのが会派順ということで、それをベースに今までやってきたので、案1が基本ベースになるのと私は思っている。案1をベースにどこか動かすのであれば、まだわかる。いきなり案2からスタートすると、会派順という基本ベースが崩れる。別に案2にしても、うちらは全然、皆の合意がとれれば構わない。ただ、先ほど申し上げたように、今後議席が変わるときに、違う会派が間に入ったりしても今後はいいいというふうに最初からあれば、私は全然構わない。

座長 最初から会派が間に入ってくるというのは、基本的には考えにくい。あくまでも、先ほど申し上げた考え方が一応基本になって、それに基づいて議席の配分をしていくと

というのがこれまでの慣例に倣った考え方だろう。あとは、この中での話し合いの結果、多少お互いに譲り合って、ではこういう形でおさめようかということで変わってくるのであれば、それはそれでよいと思う。

小川幹事長 私も、合意がとれれば案2でも一向に構わない。

富本幹事長 小川幹事長の言うのもよくわかるが、公明党は真っ二つになるから案1はつらいので、それを考えると、自民党が杉自のほうへ近く寄ってくるというような案もつくられている。そこを入れかえて、要するに左へ左へ押すような形になっている。仮にそうであれば、例えば案5でも、うちで案5がつらいのは、15番からずっと下4列が並んでいる。だから、例えば案5の、29がうちで15が自民党になっていただいても、それでもいいというふうに私は思っている。これは自民党のお考えもあると思うが、そういう形であれば、公明党もまとまるし、例えば民社とネミがここをうまく入れかえられれば、民社のかたまりもできないと。それは何とも言えないが、そうであれば、うちも例えばかたまり的にはある程度、一応杉自と自民は会派が別になっているから、15と29をかえてもらったら、そこは何とかかなると思っている。

座長 自民党はどうか、15と29の交代というのは。

関幹事長 これは私だけの一存では決められないので、会派に帰って話し合う。

富本幹事長 うちも案5そのままというのはさすがつらい。

関幹事長 うち、今話に出た案3か5で団会議で決定してきている。

それから、冒頭申し上げたが、けしば議員の議席案も見て、なるほどよく工夫してあるなど。以前は期数に応じて議席を割り振っていたことがあるというのは承知しているので、その辺が少し配慮してあげられるような余裕があればいいかなとは思っている。

原田幹事長 うち案1、2、3の共産党の位置は譲れないという立場はあるが、それ以外でまた動かした新案が出てくることについてはやぶさかでない。そういった場合、少数会派の動きを今までよりも柔軟にして、期数のことも考えて上のほうに持っていくということをすれば、割と形のいいものができるのではないかな。そういう新案が出てくることについては、議論してもよいのではないかな。

富本幹事長 うちもそれはやぶさかではない。けしば議員の案も理解はできるが、けしば議員の案でいうと、うちの7番は飛び出してしまう。私はそこを言っているだけ。なるべくパッキングをしてほしいというところはあるので、言っていることを理解しないわけではない。

座長 あと、けしば議員の配置は、空席の、あけているところが今のとは違う。

富本幹事長 それは前提が違っているということがあると思う。

座長 議長席に向かって右側の端っこの席を全部あけて、詰めた。

小松幹事長 こういうのは美しくないのか。それとも美しいとかということではなくて、いや、理由がわからないのだが。

座長 当時は全員が座ったときのバランスというか、そういうのがあって、前列の2つを外したのではないかと予測できる。

小松幹事長 例えば案5だと、①番の会派は斜めになってしまい、②番の会派は分かれてしまう。これを詰めてどちらかに寄せてというふうにならないのか。やりにくいとは思いますが、ついこの間まで二人会派だった者の立場からして。

座長 そこを詰めたとしても、必ずどこかで通路を挟んで会派が分かれるという形にせざるを得ない。うまく会派のかたまりごとにつくれるかどうか。

原田幹事長 7番のところなんかむしろそこに寄せて、9番のあたりを空席にしてもいいのでは。

座長 余り歯欠け状態みたいなのはつくりたくない。

原田幹事長 前列で。

座長 全体的に。どうしてもしようがないというのであれば、また考えなければならない。

富本幹事長 真ん中が欠けているのはおかしい。それは辞職した人があいているのとは意味が違うわけだから、何だ、あの人休んでいる、みたいな話で、傍聴しているとわかりづらい。それはよくない。

原田幹事長 今のを受けて持ち帰りでもよいが、例えば事務局で、今の意見を総合してもう1案つくることはできるか。この議題はそんなに急ぐのか。

座長 席札の入れかえを全部事務局でやらなくてはならないので、その辺の作業に時間がかかる。全部ねじで外して、並べかえて、つけかえるので。

小松幹事長 新人議員の席札はあるのか。

座長 いや、まだでき上がってない。

これだけやってもしようがないので、とりあえず今議論になったことを持ち帰り、もう一度ご検討いただきたい。また新たな提案がもし各会派のほうからあれば、それもまたお示しいただきたい。

では、議席については、持ち帰りという形で。

《委員会の構成について》

座長 次に3番目、委員会の構成についてだが、こちらのほうについては、常任委員会は、この前お話ししたとおり、条例で決まっているのでそのままだが、特別委員会の構成に

ついて、これも各会派からご意見をいただきたい。少数会派からは、佐々木議員から1つ提案が出ている。あと、小松幹事長からもご提案がある。

特別委員会についてはこういったご提案もあるが、各会派のお考えをお聞きしたい。

富本幹事長 うち、災害、道路はそのまま必要だと。地震の問題と、あと道路は外環などさまざま問題ありだが、清掃、医療に関しては一考の余地がある。これは皆の考えにも従う。

あと、私どもとしては、議会基本条例の制定のための委員会とかなんとか、要するに前期の決議もあるので、それは特別委員会できちっとやったほうがいいという議論をしている。よって、それを提案する。例えば現状のもの4つにプラスして例えば5つになるのか、4つになるのか、その辺は数に関しても皆と相談しながらということで、そういう議論だが、議会基本条例はつくるべきだ。要するに災害と道路は優先順位が高いが、清掃と医療に関しては疑問視する声もありということ。

島田幹事長 特に新しい提案はない。

座長 今の4つのままということか。

島田幹事長 1つ加えることもやぶさかではないが、4つか5つということで。必要性に応じてもう1つつくってもよいということである。

小川幹事長 特別委員会は、災害対策は必要であろうと。道路交通対策も必要である。清掃・リサイクル対策も議事録等について必要である。今までの4年間で大体終わっているのが、医療問題調査特別委員会の議論が終わっているのではないか。医療問題は、佐々木議員の提案に、保健福祉委員会に移行するような形でというのがある。

新たに議会改革関係の特別委員会の設置を要望する。

原田幹事長 共産党杉並区議団は、現行の4つの特別委員会を維持すべきと。そこに、自然エネルギーの問題を議論する意見が生活者ネット・みどりの未来から出ているが、これは必要な観点ではないかというのが意見。

小松幹事長 きょう配っていただいた意見を用意してきたが、エネルギー問題、これは調査を入れるのかどうかだが、エネルギー問題特別委員会設置の提案という文書をつくってきた。かねて杉並区は温暖化対策上から省エネの努力はしてきたが、福島第一原発事故を受けて電力供給量は減少する。今後は、行政、事業者、区民、いずれも電力使用を抑える必要がもう生じている。そのことはすなわち、これまでのあらゆる事業活動や日常生活全般の見直しを迫られているととらえ、それはエネルギーの量だということ。それから、この事故をきっかけとしてエネルギーの質、何からつくられているエネルギーかということについて区民の関心が大変高まっているので、自然エネルギーへの転換

を求める声がこれまでも増して大きくなっている。そんな状況の中で、議会においてエネルギー問題について調査研究を行う機関が必要だと考え、特別委員会の設置を提案する。

座長 ほかの前期の特別委員会はそのまま継続ということによいか。

小松幹事長 災害対策、道路交通、清掃・リサイクルについては存続、医療問題については、一定の報告がもう出されているので、これにかわる形でどうかということ。

関幹事長 私は、基本的には今までの4つの特別委員会でいいのではないかと考えている。しかしながら、区民の皆さんの立場で本当に区民のためになる委員会を設置することで、区民の皆さんの理解を得られるならば、1つ増やすのもやぶさかではない。

座長 おおむね、災対、道交、清掃・リサイクルは、共通の認識として存続して設置をするということによろしいか。

富本幹事長 構わないが、清掃・リサイクルは設置を必要とされる方は、何で設置が必要なのか教えていただきたい。私は清掃・リサイクルに入っていたが、都市環境と両方入っていて、去年はほとんど一緒だった。どなたでも結構なので必要と言われている方の主張を聞かせていただきたい。

原田幹事長 清掃・リサイクルの中で、今杉並区でやっていることの現状報告をするというレベルであれば、本当に都市環境の委員会だけで構わない状況だと思う。ただ、省エネの問題など、このことを考えようとすると、大量生産・大量消費という問題に深く一自治体からも踏み込んでいかなきゃいけない問題になってくる。そういう点では、新たな清掃・リサイクル委員会の課題というものが生まれてきているのではないかと私は思っている。

小松幹事長 廃プラスチックのサーマルリサイクルが始まって何年かたっているところだが、プラスチックの焼却、あるいはプラスチックのリサイクルということは、今杉並区は容器包装のリサイクルで相当な税金を投入している。大変な課題であって、都市環境委員会の中だけでは共有し切れない問題をここで共有し、区民の取り組みを喚起するというようなことから、私はこの委員会はまだ必要なものだというふうに感じている。

富本幹事長 うちの会派でもいろいろ意見があったので、ほかの会派がどうお考えで設置を求められているのか聞きたかった。

原田幹事長 これは持ち帰りか。

座長 いや、これは余り持ち帰ってもらいたくない。できれば、きょう何とか決着したい。

小川幹事長 今局長が言われたが、提案もあるし、非常に重要な問題だと思うので、今後4年間の路線が決まるので、持ち帰ったほうがスムーズに話がいくかと思う。

座長 了解した。では、今の議論を踏まえ、もう一度会派でご検討いただきたい。

原田幹事長 医療については議論がないので、むしろ確認しておきたいが、うちの会派では、医療の問題でいうと、総合病院というのが話題になるが、今度、立正佼成会の病院が杉並区内に移ってくる。そこに合わせて区民からの要望も聞いてもらえるような、立正佼成会病院とのやりとりというのにも必要になってくるのではないのか。そこには一定の区の予算出動という話も出てくるのではないのか、という議論もあり、それは専門的に話し合われるような場所が、提言が行えるような場所が必要ではないかという意見あった。

あと、健診等、医療にかかわった割と細かい、でも割と区民の生活にとっては重要な報告が、保健福祉とかではないような報告もあったと聞いているので、そういう点で重要ではないかという意見は出た。その点、意見を言っておく。

座長 では、今出た意見等も参考にして、改めて会派でご協議をいただきたい。

《議員控室について》

座長 続いて、議員控室について。

暫定使用の案を示しているが、新たな会派構成に基づく議員控室の配置について、事務局案を説明する。

議会事務局次長 それでは、お手元にお配りした案1から案3だが、基本的に、今回会派の異動があり、控室の必要数が増減しているという状況にある。1人用が現行7部屋あるが、新会派では3室。2人用が2室は変わらず。4人以上の部屋が、現行4つの部屋から6つ、2つ増えるという状況である。

まず、案1が資料2-1。表に記載のとおり、会派ごとの構成員とそこに対する基準面積で、今後配置をする面積が記載してある。杉並自民区政クラブが、基準面積84.55平米のところは94.24平米、9.69平米増えている。あとはほぼ合っている感じである。

裏面の変更点を申し上げると、民主・社民クラブと杉並自民区政クラブのところは、記載のとおり一番阿佐ヶ谷中寄りのところ。公明、共産党は変わらず、自民党杉並区議団は、現行の場所で、応接室を自民区政クラブのほうにという形。あと変更点は、杉並自民区政クラブの応接室相当、それが共産党の、この表でいうと下のほうの23平米。二人会派が2つ残るので、現行の二人会派の部屋をそのまま使っていただく。無所属は変更せず。あと、みんなの党杉並と共に生きる杉並の一人会派でここに来る。生活者ネット・みどりの未来が一番事務局寄りのところに入るという案である。

案の2が、これも表のほうの表は基準面積に対して現配置控室を比較したもので、ほ

ぼ3平米程度の中におさまっている。基準を見ると、変更点としては、阿佐ヶ谷中寄り、これでいうと一番左の下のところ、もともと少数会派の部屋だったということで、ここに創新と無所属区民派の二人会派の部屋をつくる。共産党の西側、この図面でいうと下のほうに生活者ネット・みどりの未来ということで38平米。その下に杉並自民区政クラブの専用部分をとる。一人会派のところは変更なく、1部屋あく。一番事務局に近いところに自由民主党杉並区議団が入るという案である。

案3が案1の修正版で、一応前回の代表者会議の場で委員のほうから、堀部議員のところは廊下ばかりだ、という発言があったので、今回一人会派が3つなので、堀部議員のところを生活者ネットの隣に持っていったという案。

座長 何かご質問があればお受けする。この場で決めるということではなく、これも一応持ち帰りになるので、今の説明で何か聞いておきたいことがあればお願いをしたい。いかがか。

小松幹事長 案2で、自由民主党杉並区議団とみんなの党の間は、空きスペースということになるのか。

座長 はい。

小松幹事長 一人会派のところの近くに今いるが、そこにいる者の立場からすると、廊下が細長いということもだが、一人会派のところは上がオープンである。

座長 そのとおり。

小松幹事長 上がオープンということ、それから、例えばこれでいうと共に生きる杉並、窓が全くないということが大変つらい。それでいうと、例えば案3の無所属区民派と創新の部屋は、今私たちがいるところだが、窓が全くないので、大変つらい。代表者会議で決まった後、少数の方たちのところに行くのか。意向も聞いていただけたらと思うが。

座長 間仕切りの関係については、この前のときも話したとおり、照明の関係とか空調とか火報の関係があるので、上まで間仕切りを入れられる場所とそうでない場所が必然的に出てきてしまう。ここはもういかんともしがたいところ。既製の、窓なんかも動かせるわけではないので、ある状況の中でいかに面積を会派ごとにうまくおさまるような形で区切っていくのかというのが非常に難しいところで、基本的にはこの6会派の人数のところが多数となるので、そこが決まれば、おのずとあと残りのところではめ込んでいかざるを得ないという形になる。

これについては、持ち帰りいただいて、また会派のご意見をちょうだいするという形にさせていただきたい。

《今後の検討課題について》

(1) 杉並区議会会議規則改正の議案について

座長 それでは、今後の検討課題について。

議会事務局次長 会議規則の改正で、議会運営委員会理事会の人数を4人から6人へという改正について検討をお願いしたい。

提出者については、この代表者会議のメンバーでよろしいかという点が1点。

議案の説明者については、第1会派の幹事長、富本幹事長でよろしいのかということ。

あと、議案の発言通告については、議長が決定してないために事前に受けられないので、当日に発言するようになることをご確認いただきたい。

以上3点、意見はあるか。

座長 いかがか。

富本幹事長 6名に変更する案で結構である。

座長 提出者は、この代表者会議のメンバーでよろしいかどうかということか。

富本幹事長 それでいい。

座長 あと、提案説明は第1会派の幹事長ということで、富本幹事長に。

富本幹事長 発言通告がその日だというのは何となく気が引けるが、いたし方ない。

島田幹事長 以下同じ。

小川幹事長 基本はそれでいいが、最初理事会にしたときの提案者は同じだったか。

座長 あのとときは議運でやっている。今回は臨時会でやる形なので、議運で理事の指名するので、その前に改正をしておかないと指名できない。

小川幹事長 了承した。

原田幹事長 この問題は、交渉会派を3人にするのか4人にするのかという問題が間接的にかかわってくる問題。今私たち区議団の意見というのを私個人から言いにくいと感じている。

富本幹事長 きょう答えを持ってくるのでは。

原田幹事長 いや、今後の検討課題。

島田幹事長 それは今後の検討課題ということだが、そうではなかったか。

座長 とりあえず今期については4人以上の会派を交渉会派とすると。ただ、その人数については今後協議をして、来期に向けて見直しをするなら見直しをする、そういう余地は残っている。そういう課題として位置づけるということで、一番最初の代表者会議のときに話はまとまっているはず。それに基づいて、会議規則の改正について議運理事会の理事も6名ということでこちらのほうから説明をし、それも了承をされているはず。

原田幹事長 つまりそこで早急に、うちの要求としては、3人に交渉会派というのを戻す議論をやっつけていかなきゃいけないのではないかという意見を付したという、その議論の延長線上ということ。確認する。

座長 繰り返しになって申しわけないが、今期については交渉会派は4人以上の会派ということで決定している。それに基づいて会議規則も変えていくということ。そのことについて、今期はそれでもうしようがないが、それでも全く議論をしないでおしまいということではなく、その交渉会派の人数については来期に向けてどういうふうにしていけばいいのかということについては、検討課題として残っているという確認は確かにしている。

原田幹事長 つまり、その点について我々は早急に3人に戻すべきという議論が必要だということをこの間は訴えた。この会議規則の議案についての賛否という問題では、正直まだここでそれでいいということは言う状況にはなっていないのが実態。

富本幹事長 これはこの間資料3が出て、それを持ち帰るという話ではなかったか。資料3の中で6名にするという案が出ていたのではないか。

座長 第1回目のとき。

富本幹事長 1回目のとき。だから、それを要するにみんな持ち帰って議論しろという話になっていない。4人を6人に改めるという話で、資料3をいただいている。

座長 これは持ち帰りではない。6人にするということで了承はされている。

富本幹事長 その議論は終わっている。

座長 そうである。

富本幹事長 だから、今さらそれを言われてもしようがない。

原田幹事長 議案が出てくるということについては、出てこざるを得ない状況になっている。ただ、その賛否までは、今6人でオーケーかという聞かれ方をしたので、正直、議案についての賛否は、うちはまだこの場でオーケーというふうには言えない。

座長 ということは、提案者に名を連ねるといってもないかもしれないということか。

原田幹事長 そうということ。

島田幹事長 今期4人にするということは全員同意したわけで、その後どうするかというのは今後の話で、全員同意したのであれば6人で決まり。今期というのはことし1年という意味。交渉会派を4人にするというのは、それを今後検討していくという話である。今期4人を交渉会派にするということはもう既に決定済みなので、6人で何の支障があるのかという話ではない。それを蒸し返したら、また交渉会派が何人かという議論を始めなければならないということ。

原田幹事長 残念ながらそういうこと。それを求めている。正直、議案が出てくるという事態に、これは流れの中からは出てくるかもしれない。ただ、それについての賛否については、我が会派はわからないということ。

富本幹事長 最初にそれを確認すべき。私も、今期1年でとりあえずスタートしようということで、スタートしないと話が始まらないということでスタートして、今後のことは議論する、ということは了解した。それは了解しているが、その話をまた蒸し返すのであれば、この会議自体の成立が、要するに何の権利があってやっているんだという話で、それは確認したはずである。それを担保してスタートしないとおかしいのではという島田幹事長の言う意見には、私は全く同感。だから、議論をこれで封じ込めようという気は全くなく、それは私も、小松幹事長もご存じかと思うが、そういうふうにスタートしているわけだから、そこの前提をまた話を蒸し返されると、要するに全くこの会議は何なのかという話にならざるを得ない。

小川幹事長 これを昨年の4定で私ちょっと提案したときに、多分当時の幹事長さんも入っていて、そこで4人にするということは賛成をされている。そのときに質問等が、議事録を確認しなければわからないが、そのときに交渉会派の人数が4名だったので、その決めた人数は何の根拠かということで、4名という形で納得してもらって、共産党も賛成をしているということで、それを考えれば、今回の6人にするというのは当然、同じこと。一度賛成しているものを、それは前期のことだから云々というふうに私は言いたくない。そういった根拠で賛成をしているので、今原田幹事長が言っていることは矛盾している。

島田幹事長 議運のほうの人数の割り振りも決まった。それをまた蒸し返すのであれば、あれもまた白紙に戻るといっているのであれば、賛成していただいたとと思っていたが。その辺はどうなるのか。

座長 前回の代表者会議で了承をされているので、委員の数はあれで決定である。

島田幹事長 一々決まったことをひっくり返されたのでは、どのように進めたらいいのか。

座長 原田幹事長、どうか、その辺のところは。

原田幹事長 実際にはこの後どういう動きになっていくのか。今何をここで合意をとって、どういう動きになっているのかちょっと教えていただきたい。

座長 先ほど来申し上げているとおり、交渉会派は4人以上の会派とするということ。それでこういう形でやっているわけである。それについては、一番最初の代表者会議のときに了解をされている。ただ、先ほどから私が言っているように、今期はそういう形で行くが、その後、先ほど原田幹事長が言ったように、交渉会派の人数については改めて

議論をして、もし仮にまた4から3に変わるのであれば、それで合意が得られるのであればそういうことだってあり得るし、いや、4のままで行くということであれば、そのまま来年も4人以上のところ交渉会派になる。そういう議論をすることはやぶさかではないということが1回目の代表者会議で決まって、それでご了解をいただいているので、それを受けて今の議運理事会の理事の人数を、今の会議規則では4人という形になっているので、それを変えなければいけない。

原田幹事長 言っていることがわかった。ただ、議案の提出者になるかどうかについては、考えてみればまだ確認をとっていないということはあるなと思うので、ここは慎重を期して持ち帰らせていただきたい。

座長 前回のときに会議規則の案を事務局のほうで示して、それでいいと了解をもらっている。

原田幹事長 まだ右も左もわからない新人幹事長なので。

座長 そういう問題ではない。それはおかしい、会派の代表として出てきているのだから。

原田幹事長 とりあえず持ち帰る。

座長 では、共産党がちょっとよくわからないようなので、とりあえずは、会議規則の改正ということは前回のときに決まっているので。

富本幹事長 持ち帰ってもらうのは、非常におかしいと僕は思う部分はあるが、ただ、それに関して、イレギュラーである。それはあなたのミスである。そこはきちっと言ってほしい。何か偉そうに持ち帰ると言っているが、それは僕は違うと思う。そこは確認してほしい。

小松幹事長 この議案をこの内容で提出するということは前回わかったが、その提出者にこのメンバーがなるということについては、私はあの場では認識していない。でも、今の議論を聞いていてわかった。

座長 結局、議運理事会の理事の数を決めるわけである。ということは、イコール交渉会派の数と同じくなる。それを提案するということ。当然その中のメンバーとして入ってくるということは、その時点でもう明らかであるから当然、その議案に対しても賛同してもらわないと、そのメンバーに入ってくることも自体がおかしな話になってくる。論理的に矛盾するので。それであえてこちらのほうからはそういうお話はしていない。

原田幹事長 だから、先ほど富本幹事長のほうから意見があったが、私の認識としては、代表者会議をこのままこのメンバーでやるということに合意したのは間違いない。それが議案の提出者になるかどうかという問題については、まだうちの会派に持ち帰ったということにはなっていないので、その点は持ち帰らせてもらう。それがミスなのかどうか

というのは、判断次第と思う。

座長 了解した。とりあえず共産党が持ち帰りということなので、それがいいのかどうかわからないが、持ち帰ってもう一度協議をお願いする。

(2) 議員報酬に係る議員提出議案について

座長 次に行く。

議会事務局次長 前回の代表者会議でも説明したが、議員報酬に係る議員提出議案ということで、期末手当の月数をどのように扱うのか、臨時会で議案を出すのか、それとも今回は見送るのか、その辺についてご意見をいただきたい。

富本幹事長 附則。できる限り頑張る。報酬額、月数に関して、要するに行政側の特別職と別に同一歩調をとらなくてもいいのではないかと、そういう意見もあった。

それから、3月期はいろいろな手続というか、要するにいろいろな調整で3月期が必要な部分もあったかもしれないが、区民から見ても、3回というのはちょっと首をかしげられる部分もあるので、できれば2回という形にしたほうがいいのではないかと、そういうこと。ただ、それは皆さんとのいろいろな協議もあるので柔軟には対応するが、2回にしたほうがいいというのは結構みんな共通項としてあった。

ただ、本則でやってもいいという意見もあったことも事実。

島田幹事長 本則でも附則でも、3.43を前提に、区長等の支給月数に夏は合わせるという状況。

座長 改正は、本則でも附則でもそれは構わないということか。

島田幹事長 別に。

小川幹事長 基本は附則ということ。ただし、期間、今年度だけにするのか2年間附則にするかという議論があった。

それと、特別職、いわゆる区長等との支給月数についても、前期の本会議でも申し上げたとおり、一緒にする必要は特段にないということなので、その辺も議論が必要ではないのかということであった。

原田幹事長 本則でいったらどうかと。支給月数については、区長に倣ってというのがいいのではないかと意見がまとまっている。

小松幹事長 うち議員の期末手当は必要ないという考え方なので、この条例がどのような形で提案されるのかわからないが、提出者になれない。

関幹事長 これはもう、実態に即して本則を直すというのは当たり前のこと。一日も早く実施すべき。

座長 本則でということか。

関幹事長 本則を直す。

座長 今ご意見を聞いている限りでは、本則で直すというのが共産党と自民党。公明党は、本則でも附則でもどちらでもいいと。附則でというのが、杉自と民社ということで、ネミは、基本的に期末手当は廃止すべきということなので提案者に名を連ねることはできないというご意見。基本的には、本則でやるか附則でやるかはおいておいて、とりあえず夏については区長の支給月数に合わせて改正をするという考え方でよろしいか。

小川幹事長 先ほど申し上げたとおり、今期だけにするのか2年間附則にするのか、区長等との月数に合わせるのかどうかを議論していただきたい。

富本幹事長 それと、うちとしては3月期をどうするかということ。そのままにしておくのか、夏と冬にある程度振り分けるのか。そうすると、それによって変わってくる部分もあるという提案をしているので、それを議論していただきたい。

小川幹事長 それで思い出した。3月期は条例改正が技術的な問題で、事務局に持ち帰っていただいているかと思うが。そういう質問があって、持ち帰ると言っていました。調べておくということだった。

議会事務局次長 法的にできるかできないかということか。期末手当の支給月数については、法的に制約があるわけではない。今回も特別職報酬等の審議会の中で、月数はこのぐらいという話があって、決定3.43月というのが出てきた。それを3回で3月期をどうするのか。法的には3月期をなくして2回というところも、実際には自治体ではあると聞いている。ただ、では、何で区長等の3回、3月分をなくすか、そこに合理的な理由をつけるのもなかなか難しいというのは事務局でも話した。ただ、法的な制約は特にないという状況。

富本幹事長 区長等の3月期を減らすという意味がわからなかった。

議会事務局次長 今までの例でいくと、月数について、今資料は出ていないが、6月期が1.8月、12月期が1.85、3月が0.3、それに合わせてずっと支給をしてきたということがある。今回、3月期をゼロにして、もしくはなくして、6月と12月の2回にするということだと、そこにまた理由を、民間のボーナスというのは2回だから議員も2回に合わせると、そういう理論構築をしておく必要はあるということは事務局の中でも検討をしたということ。

座長 年度末部分を削るということではない。それを6月と12月に振り分ける。だから、全体の支給月数は変えずに、3回のところを2回にということ。

富本幹事長 それは提案なので、私もわからないので、ただ、公務員以外はそういう形が

多い。そのほうがよいのかという素朴な感覚でお話をしているだけ。

島田幹事長 流れとしては、6月支給なので今月中に決めなければいけないという大前提がある。さまざま問題点が各会派から出てきたので、結局、秋から冬にかけて人事委員会、報酬審等からもいろいろ答申等が出てくる。そういうところで詳しくまたしっかり議論をしていくべきだろうと。流れとしては、国家公務員給料の10%削減みたいな話も出て、どの程度それが浸透してくるかという問題もあるので、とりあえず当面は、皆さんの意見を総合してみれば、附則で区長並みの支給月数にしておいて、あとはまた秋から冬にかけてしっかり議論するという方向でどうか。それが妥当というふうには思うが。

座長 今、島田幹事長からご提案があつたが、そのことについてどうか。

原田幹事長 共産党と自民党区議団が本則で行くという意見が出ている。こういう中であつてはもうちょっと議論の余地があるのではないかという気はする。どちらにせよ一時金は減るが、なぜそこまで附則にこだわる必要があるのか、そこはちょっと聞いておきたい。

富本幹事長 柔軟な対応のため。

関幹事長 島田幹事長の話聞いていて、なるほどもっともだと思ったので、私はその案で結構である。

富本幹事長 私もそれで結構。

小川幹事長 附則で柔軟に対応する。

島田幹事長 つけ加えれば、民間の春闘ではボーナスは増えているという状況もある。これからもいろいろ流動的な部分が多分出てくる。すべてははっきりしたような段階でしっかり議論すべきだということ。

座長 整理をすると、とりあえず6月期については、もう時間もないということがあるので、今、富本幹事長と小川幹事長から検討課題はいただいているので、それは今後の情勢等を見ながら検討していくということにして、とりあえず6月期については附則で区長と同様の支給月数に改正をしておく。その後はまた、さまざまな経済状況の動向ですとか人勧の出ぐあいだとか、そういったもろもろの要件を踏まえた上で再度協議をするということに集約されるような気がするが、それでよろしいか。

原田幹事長 そういう方向で進んでいくという意見はわかった。ただ、一言意見を付させてもらえば、正直、給料を上げるとかいう話ではなくて、下げること、3.43で行くということは、本則だろうが附則だろうが一緒なので同意はするが、ただ、区民から見れば、区議会議員が附則で、いつか給料をもとに戻してやろうという涙ぐましい姿勢が見えてしまうのではないかと。私はいつそのこと本則でやるほうが区民には理解されやすいの

ではないかということ意見を付したい。

座長 ご意見としてお受けする。

それでは、その件については以上。

《その他》

(1) 議員派遣について

座長 その他、議員派遣について。

議会事務局次長 資料3をお配りしている。災害相互援助協定を結んでいる南相馬市への支援を今まで行ってきた。議員も震災対策は重要な課題と考えておられるということで、今後の議会審議に役立てていただくために視察を実施したいという申し入れがあった。これはまだ議長が決まってないので、そういう話をいただいているという段階。

これについては、議員にご案内し、参加いただける議員は参加いただくという形で進めていきたい。お手数だが、5月23日月曜日までに区議会事務局の庶務係に、この代表者会議の皆さんについては、幹事長取りまとめのうえ、庶務係にご連絡をいただきたい。対象者は区議会議員全員。日時は6月1日から2日で1泊2日。あと、南相馬市と、翌日に東吾妻町、被災者の避難先も視察をするということで考えている。宿泊地としては、南相馬市ではなくて、交通の関係もあるので、福島市内のホテルに1泊するという形で考えている。交通手段は、中型のバスをチャーターする。出発時間、宿泊先等の詳細には、後日、参加議員にお伝えをするということで考えている。あと、交通費、宿泊費などの旅費は公費扱いという形で今考えている

座長 説明について、何か質問等はあるか。

関幹事長 1点だけ。どんな服装で行けばよいのか、その辺は想定されているか。

議会事務局次長 区長部局のほうは、今の段階だと、松沼副区長、井口室長、大藤参事、防災課長、4の方が参加する。

着ていくのは、危機管理室は紺のジャンパーを羽織っていく。副区長以下4名は防災服ではなく、紺のジャンパーを1枚羽織っていく。議会のほうは、防災服が新人はまだ採寸が済んでいないので、皆さんにお配りしている防災服の中に紺色のベストがあるので、それをお持ちいただき、視察のときにはそれを着ていただく。新人の方の分も何とか予備で対応できるので、そういった形でベストを着用していく形で考えている。

小松幹事長 ヘルメットはどうか。

座長 ヘルメットは不要。帽子も結構。防災用の紺色のベストで、それを着用していただく。

原田幹事長 スーツであろうがジャージであろうが防災服であろうが、構わないということか、この点については。

座長 防災服までは必要ないだろうというのが区長部局の考え。そこまでやらなくても、最低限ベストを着用していただくという形にしてもらいたいということ。

富本幹事長 議会のクールビズ対応ぐらいのレベルでいいのか。その上に羽織るぐらいでいいのか。

座長 それでいい。時期的にも6月1日、2日なので、かなり気温も上がっているだろうと思うので、そんな対応をお願いをしたい。

この件についてはよろしいか。それでは、23日の月曜日までにそれぞれの会派で参加希望を取りまとめ、事務局の庶務係に名簿を提出しいただきたい。

富本幹事長 大体何時出発か。

座長 朝は早いと思う。8時ぐらいかと。この件については、以上。

(2) 東日本大震災に対する区の説明等について

座長 それでは続いて、その他の2番目。

議会事務局次長 これも前回お話しした中で、東日本大震災に対する区の説明及びご意見の聴取であるが、区長部局から各会派に説明し、ご意見を伺いたいということで日程調整をお願いしていた。本日、都合をお伺いすることとなっているので、各会派から、何日の何時がよろしいという形でお答えいただきたい。

富本幹事長 24日の3時から。

島本幹事長 23日1時ないし2時、どちらでもいい。1時にしていただけるとよい。

原田幹事長 23日の1時半からと決まっているが、前後はいつでも構わない。

座長 2時ぐらいになっても構わないか。

原田幹事長 問題ない。

小松幹事長 23と27以外なら、どこでも、そちらに合わせるができる。

座長 時間は。

小松幹事長 合わせられる。幾つか案をいただけるとありがたいが。

関幹事長 5月25日10時からお願いしたい。

小川幹事長 第1希望が23日の1時半から2時半。第2希望が25日の午前。第3希望が25日の午後。

座長 では、杉自は24日の3時、これで確定。23日1時から公明に、共産党は23日の2時からということをお願いしたい。それと、民社と自民が25日なので、自民は10時から、

民社は11時からでもよいか。この日また代表者会議を予定しているので、代表者会議は午後にする。民社が25日の11時からでどうか。ネみは23、27以外いつでも結構ということなので、2つぐらい案をお持ちして決めさせていただきたい。

以上で本日予定されていた議題についてはすべて終了した。

次回の代表者会議は、5月20日午後1時から開会させていただきたい。ご予定のほうよろしく願います。

以上で本日の代表者会議を終了する。

(午後 4時28分 閉会)

